

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	ニフティ株式会社
【住所又は本店所在地】	東京都港区港南二丁目15番3号 品川インターシティC棟
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	2026年6月15日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	ニフティライフスタイル株式会社
証券コード	4262
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所グロース市場

【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	ニフティ株式会社
住所又は本店所在地	東京都港区港南二丁目15番3号 品川インターシティC棟
事務上の連絡先及び担当者名	吉田 竜作
電話番号	03-6807-4519

【訂正事項】

訂正される報告書名	大量保有報告書 No.1
訂正される報告書の報告義務発生日	2026年5月7日
訂正箇所	報告書名が「大量保有報告書 No.1」と誤った記載を行ってしまったため、「変更報告書 No.1」に訂正するものであります。

（訂正前）

【表紙】

【提出書類】

大量保有報告書 No.1

（訂正後）

【表紙】

【提出書類】

変更報告書 No.1